

令和 6 年 10 月 8 日  
開会 10 時 00 分

○神谷議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は 16 人で、定足数に達しております。  
よって、令和 6 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会は成立しましたので、ここに開会します。  
これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

なお、本定例会では、必要な感染症予防対策を引き続き実施してまいりますので、発言につきましては、簡潔明瞭に行っていただきますようご協力をお願いします。

これより日程に入ります。

日程第 1 「議席の指定について」を議題といたします。

9 月 26 日、宗像市議会において、岡本議員が宗像地区事務組合議員として選出されたので、現在ご着席の席を岡本議員の議席として指定いたします。

それでは、議席番号 13 番 岡本議員、自席にて皆様に自己紹介をお願いいたします。岡本議員。

○岡本議員

皆さんおはようございます。9 月 26 日、前 吉田副議長の辞職に伴い、副議長の任を受けさせていただきました。それに伴い、宗像地区事務組合の議員として承認されましたので、ここにご報告いたします。任期は短いですがどうぞよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

次に入ります。

日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第 85 条の規定により、6 番 豆田議員、7 番 森田議員を指名します。

日程第 3 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 4 「諸報告及び提案概要説明」を行います。

伊豆組合長から、令和 6 年第 2 回定例会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆さん、おはようございます。ご挨拶と議案の概要説明を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会では、5 件の報告と 11 件の議案についてご審議をお願いするものであります。

報告第 1 号は、令和 5 年度一般会計における繰越明許費の繰越額を報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 5 年度水道事業会計における建設改良費予算の繰越額を報告するものであります。

ます。

報告第3号から報告第5号は、急患センター事業特別会計、水道事業会計及び本木簡易水道事業会計の債権放棄について報告するものであります。

第18号議案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行ったため、報告をし、承認をいただくものであります。

第19号議案は、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行った一般会計補正予算（第2号）について、報告をし、承認をいただくものであります。

第20号議案は、予定価格2,000万円以上の高規格救急自動車及び積載資器材の購入契約に伴い、議会の議決を求めるものであります。

第21号議案から第24号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計、本木簡易水道事業会計、合わせて4会計の令和5年度決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

第25号議案から第28号議案までは、同じく4会計の令和6年度補正予算を提出しております。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞよろしくご審議をいただき、議決及び認定を賜りますようどうぞよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

以上で、伊豆組合長の挨拶並びに報告を終わります。

次に入ります。

日程第5 報告第1号「令和5年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第1号を説明いたします。議案書の右下に、議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際も、そちらをご確認ください。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「令和5年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」

令和5年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和6年10月8日 宗像地区事務組合 組合長  
伊豆 美沙子

それでは内容につきまして説明いたします。1ページの2、繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和5年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、今回、繰越明許により繰り越した事業の財源内訳を示した計算書を作成し、ご報告申し上げるものでございます。

今回、消防費にて3事業を繰り越しております。

4款 消防費、1項 消防費の消防車両維持管理事業費につきましては、資機材搬送車の購入費及び当該車両に搭載する無線機等の載せ替え委託料としまして、2,114万1,000円を繰り越すものでございます。令和7年3月末までの工期で発注しております。財源としましては、緊急防災・減災事業債を2,110万円借り入れ、残額4万1,000円を一般財源から支出する予定でございます。

同じく4款 消防費、1項 消防費の救急車更新事業につきましては、令和5年度にいただいた寄附金3,456万円で、高規格救急自動車一式を購入するものでございます。納期は、本年10月4日までとなっており、すでに完成検査も終わっております。今週の金曜日、10月11日に寄附車両寄贈式を執り行う予定としております。

同じく4款 消防費、1項 消防費の消防本部庁舎等更新事業費につきましては、福津消防署の工

事請負費及び施工監理委託料など 2 億 9,261 万 3,000 円を繰り越すものでございます。工期は令和 7 年 5 月までとしております。財源としましては、起債、緊急防災・減災事業債及び一般単独事業債を 2 億 4,180 万円借り入れ、残額 5,081 万 3,000 円を一般財源から支出する予定でございます。

以上で、令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

## ○神谷議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみを受けます。質疑はございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第 1 号を終わります。

次に入ります。

日程第 6 報告第 2 号「令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計繰越計算書について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第 2 号を説明いたします。議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 2 号「令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」

令和 5 年度水道事業に係る繰越計算書を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。令和 6 年 10 月 8 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

それでは、内容につきまして説明いたします。2 ページの 2、予算繰越計算書をお開きください。

資本的支出の一般改良費におきまして、4 目 浄水施設費で 951 万 5,000 円、6 目 配水施設費で 3,050 万円、8 目 事務費で 500 万円を繰り越しいたしました。

4 目 浄水施設費につきましては、活性炭ろ過池表洗ポンプ吐出弁等更新工事において、世界的な部品の供給不足から機器製作に遅れが生じたもので、現在は工事完了しております。

6 目 配水施設費につきましては、神谷線道路改良工事に伴う配水管布設替工事、津屋崎 40 号線道路改良に伴う配水管布設替工事において、道路管理者である宗像市、福津市発注の道路工事の遅れにより、当組合が行う配水管布設替を年度内に完了できなかつたもので、こちらも現在は工事を完了しております。

8 目 事務費につきましては、県道畦町村山田線送・配水管新設詳細設計業務委託において、福岡県の道路整備事業見直しにより事業内容が変更となり、設計を年度内に完了できなかつたもので、今年度末までに完了する予定となっております。

以上で、令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

## ○神谷議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみを受けます。質疑ございませんか。豆田議員。

## ○豆田議員

6 番豆田です。今のご説明の中に不用額について説明がなかつたんですけども、2,150 万という大きな金額が不用額で上がってるんですけども、これについてご説明をいただけるでしょうか。

## ○神谷議長

青谷経営施設課主幹。

## ○青谷経営施設課主幹

経営施設課青谷といいます。よろしくお願ひいたします。

こちらに記載しております不用額 2,150 万 8,900 円でございますけども、入札等の執行残でござります。以上です。

## ○神谷議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第 2 号を終わります。

次に入ります。

日程第 7 報告第 3 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第 3 号を説明いたします。議案書の 3 ページをお開きください。

報告第 3 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」

宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。令和 6 年 10 月 8 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 急患センター事業特別会計 宗像地区急患センター診療収入

件数 4 件

金額 1 万 7,410 円

2 放棄した時期 令和 6 年 3 月 31 日

3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため

診療収入の滞納につきましては、電話連絡、催告書・督促状など発送などをを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむをえず時効期間の 3 年が経過したことから債権を放棄したため、ご報告させていただくものでございます。

以上で、報告第 3 号宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄についての説明を終わりります。

## ○神谷議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみを受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第 3 号を終わります。

次に入ります。

日程第8 報告第4号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」及び  
日程第9 報告第5号「宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計権利の放棄について」の2議案につきましては、関連がございますので一括議題といたします。  
執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第4号、第5号につきましては、一括して説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

報告第4号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」  
宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和6年10月8日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 水道事業会計 水道使用料

件数 168件

金額 81万1,626円

2 放棄した時期 令和6年3月31日

3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため  
続きまして、議案書の5ページをお開きください。

報告第5号「宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計権利の放棄について」

宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和6年10月8日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 本木簡易水道事業会計 簡易水道使用料

件数 1件

金額 1,036円

2 放棄した時期 令和6年3月31日

3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため  
水道料金の滞納につきましては、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努めている  
ところでございますが、やむをえず時効期間の2年が経過したことから債権放棄をしたため、ご報  
告させていただくものでございます。

内訳としましては、市外転出などによる消息不明となったものが152件、71万5,534円。倒産・  
破産によるものが5件、1万8,557円。死亡などによるものが12件、7万8,571円となっています。

以上で、報告第4号、第5号についての説明を終わらせていただきます。

## ○神谷議長

2議案について質疑を受けます。

なお、2議案は、報告事項でございますので、質疑のみを受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第4号及び報告第5号を終わります。  
次に入ります。

日程第10 第18号議案「専決処分の承認について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求める。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第18号議案について説明をいたします。議案書の18ページをお開きください。

第18号議案「専決処分の承認について」

損害賠償の額を定めることについて、令和6年6月11日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。令和6年10月8日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 相手方について 議案書の記載のとおりでございます。

2 損害賠償の額について 625万6,335円。詳細については記載のとおりでございます。

3 事故の種別 物損事故

4 提案理由

公道部の埋設水道管からの漏水により、ガス供給管を損傷させた事故に係る損害賠償の額について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、公道部の埋設水道管からの漏水による物損事故に係る損害賠償についての専決処分に対する承認議案でございます。18ページの2をお開きください。

参考に、事故の概要を記載しております。

令和5年10月10日火曜日20時30分頃、宗像市城西ヶ丘6丁目2の3前公道部の埋設水道管から漏水して噴出した水に付近の土砂が混じり、他の管路にジェット状に当たることにより他の管路を摩耗させ、穴を開けてしまう現象、いわゆるサンドエロージョンにより、ガス供給管を破損させ、破損個所から水道水が侵入し、ガスの提供を一部停止させたものでございます。

損害の賠償につきましては、相手方と協議を行い、令和6年6月14日に示談書を取り交わしました。

なお、賠償額は、当組合が加入する保険会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より全額支払われることから、当組合として実費の支出はありません。

以上で、第18号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第18号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第18号議案は原案のとおり承認することに決定しました。  
次に入ります。

日程第11 第19号議案「専決処分の承認について」を議題とします。  
執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第19号議案をご説明いたします。議案書の19ページをお開きください。

第19号議案「専決処分の承認について」

令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について、令和6年9月5日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和6年10月8日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めた。

提案理由でございます。

指定寄附金を採納し、高規格救急自動車及び資器材の購入を行うため、令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の説明をいたします。議案書の次のページ、補正予算書の1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,665万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明を行います。8ページ、9ページをお開きください。

9款 寄附金、1項 寄附金、2目 指定寄附金は、補正前の額0円に対し、4,050万円を増額しています。

次に、歳出の説明になります。10ページ、11ページをお開きください。

4款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費は、補正前の額19億6,225万2,000円に対し、4,050万円を増額し、20億275万2,000円としております。これは説明欄にありますとおり、高規格救急自動車及び資器材の購入費でございます。

それでは、専決の理由について、消防長から具体的に申し上げます。

## ○神谷議長

牧消防長。

## ○牧消防長

消防長の牧です。どうぞよろしくお願ひいたします。

このたび、宗像地区内の個人の方から、高規格救急自動車の購入資金を寄附したいとの申し入れがありました。

お話を伺いますと、この方は長年地域医療に携われており、救急医療への恩返しがしたいとの思いから、高規格救急自動車の購入資金としてご寄附をいただく運びとなりました。少しでも早く新しい救急自動車を活用してほしいとの寄附者の意向をくみとりまして、専決予算を定め、車両及び

資器材購入の仮契約をさせていただいたものでございます。

以上で、第 19 号議案令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）に関する専決処分の承認についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 19 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 19 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に入ります。

日程第 12 第 20 号議案「財産の取得について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 20 号議案をご説明いたします。議案書の 20 の 1 ページをお開きください。

第 20 号議案「財産の取得について」

次のとおり、財産を取得するものとする。令和 6 年 10 月 8 日提出 宗像地区事務組合 組合長  
伊豆 美沙子

1 取得する財産の種類等 高規格救急自動車（1 台）、高規格救急自動車積載資器材（一式）

2 取得価格 4,050 万円（うち消費税及び地方消費税の額 367 万 6,586 円）

3 契約の相手方 福岡市中央区渡辺通 4 丁目 8 番 28 号

福岡トヨタ自動車株式会社 代表取締役 金子 直幹

提案理由でございます。

福津消防署に配置する高規格救急自動車 1 台及び高規格救急自動車積載資器材一式を購入するため令和 6 年 9 月 24 日随意契約により契約の相手方を定めましたが、その者と物品売買契約を締結するにあたり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。裏面の 20 の 2 ページをご覧ください。

本件は、宗像地区内の個人の方からの寄附金を受けて高規格救急自動車及び積載資器材を取得しようとするものでございます。

契約の相手方は、寄附者の意向によりまして福岡トヨタ自動車株式会社としました。

なお、納入期限は令和7年3月31日としております。

高規格救急自動車の概要につきましては、消防長からご説明いたします。

### ○神谷議長

牧消防長。

### ○牧消防長

別紙の第20号議案関係資料をご覧ください。

今回の寄附を受けて購入する予定としております高規格救急自動車及び積載資器材の説明をいたします。

資料の写真の左側が傷病者等を医療機関に搬送する高規格救急自動車で、右側が救急救命処置で使用する積載資器材及び電動ストレッチャーのイメージ写真でございます。

取得する高規格救急自動車は4輪駆動のトヨタ救急車ハイメディックで、衝突被害軽減ブレーキなどの機能を備えております。

電動ストレッチャーにつきましては、当消防本部で初めて導入する設備で、ストレッチャーの昇降が自動で、動きがスムーズとなるため、安全性が確保され傷病者の安心感が得られるとともに、女性職員や高齢職員の負担軽減が見込まれています。

また、積載資器材には自動心臓マッサージ器や患者監視装置などが含まれております。

最後に、契約額の内訳についてですが、高規格救急自動車が税込みで2,783万4,690円、積載資器材が税込みで1,260万7,760円、税金保険関係の非課税分が5万7,550円となっております。

以上で、第20号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。井手口議員。

### ○井手口議員

今回の新しい高規格救急車積載資器材については、今ご説明がございましたが、救急車装置の中で、患者監視装置もあるというお話をございました。

今、日本の中でも医療機関と心電図等の伝送システムを導入するような救急車も増えているというふうに伺っておりますが、今回導入される高規格救急車に医療機関との伝送システムなどはございますでしょうか。

### ○神谷議長

森崎救急課長。

### ○森崎救急課長

救急課長の森崎と申します。

ただいまご質問がありました患者監視装置ですが、今回導入します患者監視装置につきましては、伝送の機能は備えておりません。これまで導入しております救急自動車につきましても同じように医療機関との伝送関係は備えていない状況でございます。以上でございます。

### ○神谷議長

他にございませんか。中村議員。

○中村議員

電動ストレッチャーなんですけども、電気システム、例えばバッテリーとかですね、そういうものはどういうふうになっているのか、本体についているのか、それとも充電の方式とかですね。それが分かれば教えてください。

○神谷議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

今回導入します電動ストレッチャーにつきましては、ストライカーというアメリカのメーカーで、ボタンを押すだけで昇降位置を電動で変えることができまして、また、救急車への収納、降車も電動で動くストレッチャーとなっております。

バッテリーにつきましては、電動ストレッチャー自体に装着されております。以上でございます。

○神谷議長

中村議員。

○中村議員

充電は救急車内でできるということですかね。

○森崎救急課長

備えているバッテリーにつきましては、救急車内で装着されたままでありますと、その時点で常に充電をしている状況でございます。

○神谷議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 20 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてお諮りします。はじめに4議案を一括議題として提案を受けます。次に、監査委員から決算審査意見書の説明を受け、決算審査意見書に対する質疑を受けます。その後、議案ごとの説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思いますが、これにござ異議ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

異議なしと認めます。

それでは、日程第13 第21号議案から日程第16 第24号議案までの、4議案を一括議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

それでは、第21号議案から第24号議案までの4議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第21号議案「令和5年度宗像地区事務組合一般会計」

第22号議案「令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計」

第23号議案「令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計」

第24号議案「令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計」

以上、4会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和6年10月8日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

以上、4議案を一括提案いたします。

## ○神谷議長

ここで、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。井上監査委員。

## ○井上監査委員

皆様、おはようございます。代表監査委員の井上でございます。今日に近づきまして、だんだん咳が激しくなってきて、お聞き苦しい点もあろうかと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

始めさせていただきます。

令和5年度宗像地区事務組合一般会計及び急患センター事業特別会計、水道事業会計並びに本木簡易水道事業会計の決算認定議案における審査意見を述べさせていただきます。

それでは、報告に入らせていただきます。

お手元の「令和5年度宗像地区事務組合決算審査意見書」をご覧いただきたいと思います。

まず第1ページに、米山監査委員と私の2名で監査をいたしました結果を組合長宛てに報告しておりますので、それを読み上げさせていただきます。

宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子 様

宗像地区事務組合 監査委員 井上 和宏、監査委員 米山 信

令和5年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和5年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出

いたします。

1枚めくっていただきまして2ページ目を読み上げます。

## 令和5年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

### 第1 審査の対象

- (1)令和5年度一般会計歳入歳出決算
- (2)令和5年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算
- (3)令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (4)令和5年度一般会計・特別会計実質収支に関する調書
- (5)令和5年度財産に関する調書

### 第2 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともにこれらの計算の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等を行い実施いたしました。

### 第3 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月30日まで

### 第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められました。

審査の結果の詳細は、以下のとおりであります。

以下のところにつきましては、決算書からの抜粋でございますので、後日ご覧いただければと思います。

それでは、最終の7ページをお願いいたします。金額につきましては、1,000円単位で読み上げさせていただきます。

#### 5 むすび というところでございます。

以上が、令和5年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、これらは適正に執行され、財産運営されていると認められる。

一般会計の歳入については、前年度から8,478万9,000円増加し、3.8%増の23億3,554万1,000円となっている。増加の主な要因として、消防債が1億750万円増加したことが挙げられる。消防債の主な内訳としては、消防本部庁舎等更新事業費における福津消防署の移転に向けた造成工事や通信機器整備事業費における消防指令管制情報システム中間更新に係る負担金の支払いである。また、寄附金6,870万2,000円は高規格救急自動車2台分であり、令和6年度に一部繰り越してございます。

歳出につきましては、前年度から3,764万円増加し、1.8%増の21億8,766万4,000円となっている。増加の主な要因としては、消防費が1億7,051万6,000円増加したことが挙げられる。消防費増加の主な内訳は、通信機器整備事業費が1億8,072万7,000円増加したことあります。また、議会費についても、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていませんでした議員視察研修を実施しており、7万3,000円の増加となっております。

急患センターの事業特別会計の歳入については、前年度から35万2,000円増加し、0.1%増の2億8,856万3,000円となっている。診療収入が6,167万9,000円増加し、67.4%増の1億5,315万4,000円となっており、前年度より増加したものの、コロナ禍以前と比較すると7割程度の収入にとどまっています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響が継続しております。

歳出については、前年度から267万7,000円増加し、1.0%増の2億6,602万1,000円となっています。増加の主な要因としては、同センターの管理委託料が434万5,000円増加したことが挙げられます。

総評でございます。

各会計における財務会計は適正かつ公正に処理されている。

一般会計及び各特別会計は、構成市からの負担金によって財源の大部分を確保している状況であります。

物価高騰といった社会情勢から、事務事業の効率化・簡素化により一層取り組み、福津消防署移転をはじめとした各施設の維持管理や建て替え、解体等については、計画的な管理を行っていく必要があると考える。

急患センターについては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したが、コロナ禍以前に比べ、診療収入が少ない状況であります。地域住民に年中切れ目なく初期救急医療を提供する急患センターの重要性に鑑み、構成市と緊密な連携をとりながら対応していただきたい。

宗像地区の住民が安全かつ安心に生活できる環境を維持・向上しつつ、限られた財源を有効に活用し、地方自治経営の基本理念であります「最小の経費で最大の効果を上げる」ように引き続き効率的かつ効果的な運営を目指し、より一層努力いただきたいと思っております。

以上が一般会計、特別会計の分でございます。

続きまして、宗像地区事務組合水道事業決算審査意見について、ご報告申し上げます。資料は、別途決算審査意見書でございます。

まず、表紙を1枚めくっていただきまして、組合長宛ての審査意見でございます。

一般会計同様に伊豆組合長へ監査委員2名連名により提出いたしました。読み上げは割愛させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページ目を読み上げます。

令和5年度宗像地区事務組合水道事業決算審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計決算
- 2 令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算

### 第2 審査の方法

審査にあたっては、提出された決算書類やその他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するために、関係帳簿及び証拠書類により審査を実施いたしました。

また、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査をいたしました。

### 第3 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月30日まで

### 第4 審査の結果

水道事業会計及び本木簡易水道事業会計とともに審査に付された各決算書類の計数はいずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認められました。

なお、審査結果の概要及び意見は以下のとおりであります。

以下の内容につきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧になっていただければと思っております。

それでは、20ページをお開きいただきたいと思います。

### 3 むすびでございます。

水道事業会計における令和5年度の経営状況をみると、収益においては、事業収益全体で33億8,796万4,000円（対前年比0.4%減）、費用においては、事業費全体で29億8,193万9,000円（対前年比0.6%）となっています。この收支の結果、4億602万6,000円（対前年比7.2%減）の純利益となっております。

事業収益の増減としては、営業収益が622万8,000円（対前年度比0.2%）の増加となり、営業外収益が1,363万8,000円（対前年度比2.2%）の減少となりました。給水収益は675万4,000円（対前年度比0.3%）増加しており、水道利用加入金収入は879万9,000円（対前年度比6.1%）減少しており、近年続いている開発等による住宅の増加に落ちつきが見え始めていると考えられます。

事業費用の増減としては、営業費用は2,282万2,000円（対前年度比0.8%）増加し、営業外費用は470万6,000円（対前年度比8.2%）減少した。また、特別損失は33万7,000円（対前年度比497.6%）増加した。

事業の収益性に関する経営指標をみると、営業収支比率は95.3%（対前年度比0.5ポイント減）と注意が必要な数値となっているものの、経常収支比率は113.6%（対前年度比1.0ポイント減）、総収支比率は113.6%（対前年度比1.2ポイント減）と良好な数値を維持しております。

また水道使用料の収納率を見ると現年度分96.3%（対前年度0.3ポイント減）、過年度分は91.9%（対前年度比0.3ポイント減）で、年度全体として収納率は96.1%（対前年度比0.4%減）となった。今後とも、収納率向上に向け、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等をしていくことが望ましい。

業務実績をみると、給水人口は14万4,438人（対前年比0.2%増）、給水戸数は6万6,188戸（対前年比0.8%増）となっている。年間総配水量は1,414万5,770立方メートル（対前年度比0.5%増）年間総有収水量は1,279万2,844立方メートル（対前年比0.2%増）であり、有収率は90.4%（対前年度比0.3ポイント減）となっております。

北九州市と水道事業包括委託費用額については9億5,100万1,000円（対前年度比0.2%減）と減少している。これは、原水及び浄水費の委託料のうち動力費が2,267万3,000円の減額となったことや配水及び給水費の委託料について、修繕費が1,862万7,000円の減額となったことが主な原因であります。

包括的業務委託が適正かつ効率的に行われるよう、委託内容の精査を欠かさず、今後も収益力のさらなる向上に努めていただきたいと思います。

次に、本木簡易水道事業会計における令和5年度の経営状況を見ると、収益においては、事業収益全体で1,864万6,000円（対前年比25.5%増）。費用においては、事業費全体で1,864万5,000円（対前年度比36.4%増）となっている。この収支の結果、1,000円の純利益となっております。

事業収益の増減としては、営業収益が3万8,000円（対前年度比2.8%）の減少となり、営業外収益が960万9,000円（対前年度比124.6%）の増加となっております。

事業費用の増減としては、営業費用は389万1,000円（対前年度比29.8%）増加し、営業外費用は101万6,000円（対前年度比169.9%）増加しました。また、特別損失は6万6,000円、対前年度皆増しました。

事業の収益性に関する経営指標をみると、総収支比率は100%（前年度比8.7ポイント減）、経常収支比率100.4%（対前年度比34.0ポイント増）と良好な数値であるものの、営業収支比率は7.8%（対前年度比2.6ポイント減）と、100%未満となっており、営業損失が生じているという状況であります。

また、簡易水道使用料の収納率を見ると、現年度分98.3%（対前年度と同率）、過年度分は100.0%（対前年度比78.2ポイント増）で、年度全体としての収納率は98.3%（対前年度比4.2ポイント増）となった。今後とも収納率向上に向け、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等をしていくことが望ましいと思われます。

業務実績をみると、給水人口は329人（対前年度比4.6%減）、給水戸数は150戸（対前年度比2.0%増）となっている。年間総配水量は5万3,693立方メートル（対前年度比9.7%減）、年間総有収水量は3万6,351立方メートル（対前年度比1.0%減）であり、有収率は67.7%（対前年度比6.0ポイント増）となっております。

総評であります。

各会計における財務会計処理は適正に行われている。

水道事業では、水道ビジョン2027及び水道事業経営戦略に基づき、安全な水を供給するとともに、災害に強い水道事業の構築に取り組んでいるところである。

水道事業会計においては、配水管布設替工事等の一般改良費15億6,427万2,000円（税込み、対前年度比34.0%増）を執行し、管路の更新や耐震化を進め、有収率は90.4%（対前年度比0.3ポイント減）と昨年度から減少こそしたが、依然として高い数値を維持しております。

当面は、水道料金の改定の予定はないとしているが、昨今的人件費や物価の高騰に鑑みて、経常収支比率の推移に注視し、必要に応じて料金改定を含めた経営改善について検討されたい。

本木簡易水道事業会計においては、福津市の事業である下水道布設工事との共設による配水管布設工委託に3,374万2,000円（税込み、対前年度比47.7%減）を執行し、管路の更新や耐震化を進め、有収率は67.7%（対前年度比6.0ポイント増）となり、昨年度より改善しております。

老朽化した浄水施設や配水管等の更新には、今後とも多大な費用が見込まれることから、より一層経営の効率化を図るとともに、経営基盤の強化に尽力されたい。

最後に、これはもう1ページ資料がついておりますけども、経営健全化にかかる審査意見についての報告をいたします。「令和5年度宗像地区事務組合水道事業決算における経営健全化に係る審査意見について」をご覧ください。

経営健全化基準20%ということがございますが、これは事業規模に対する資金不足の割合が20%を超えると健全経営と言えなくなるという地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた基準でございます。

結論を申し上げますと、水道事業会計におきましては20%以下でございますので資金不足はなしということでございますので、健全経営ということでございます。

以上で監査委員の報告を終わらせていただきます。

## ○神谷議長

ただいまの決算審査報告に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

## ○石松議員

意見をいただきまして、ありがとうございました。

2点ほどですね。監査委員の意見書の中のコメントと決算書の中の執行部がつくった資料の、少しニュアンスが違うんじゃないかというのが2点ほどありますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目はですね。この21ページのところ、総論、総評ですか。

このところに、最後のほうに、監査委員さんが報告されたところですが、総評の上から4行目のところですね、水道事業会計においては配水管布設替工事等の一般改良費に約15億円強を執行して管路の更新や耐震化を進めうんぬん、とあります。つまりここは管路の更新を進めていったということを15億円強かけて、という表現なんですが。一方では、この決算書のほうではですね、その辺の箇所のところはこのような表現があります。これは、決算書の16ページのところで、令和5年度の水道事業報告書のところ1番下（2）経営指標に関する事項のところなんですが、こういう表現になっています。法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度比1.0ポイント増の22.6%と施設の老朽化が進んでいるのに対し、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比0.1ポイント減の0.4%とほぼ横ばいの状態である、という表現をされてます。

つまり、監査委員のほうは大きく進んでるんじゃないかという表現にとれました。しかしながら現実は横ばいだというのが決算の報告であると思うんですが。

その点について監査委員がどのようにこの管路の更新、耐震化のことについてですね、ご認識をされているのかお伺いしたいと思います。

## ○神谷議長

井上監査委員。

## ○井上監査委員

管路の老朽化でございますけども、これにつきましては、過去につきましても補助金等を受けまして、新しい最新の配管と設備等をしておりまして、着々と管路の更新は進んでおると思います。

そして、それから機械化ですかね、IT化も導入しまして。管路がどういうふうに配置されているかということを把握するための機械等を設置いたしまして、非常に施設費を投入しまして管路につきましては、充実して、1番中心的な支出と考えるほど充実させていると考えております。

それで問題は、確かに現在、老朽化が進んでいるということで、早急に補助金、それから負担金等を要しまして、相当な割合でそれを補助金によってですね、賄っておりますので、この管路延長の割合の矛盾といいますのが私の中では両方とも進んでるという認識でございますけど。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

監査委員さんの意見では、前向きに更新が進んでいるということだということですが、現実問題やっているんです確かに、15億円もかけて。しかしながら老朽化というのが、このページで決算書の17ページの上のほうにグラフがあります、表が。これ見たらもう一目で分かるんですが、下のほうに管の経年化率というのが令和5年度は22.6%。もう老朽化が進んでいるということです。右側が令和4年度ですから、1.0%進んでいます、老朽化が。そして管路の更新、どのくらい更新が進んでいるかっていうのを逆に令和4年度は0.5で、令和5年度は0.4ということであれば、15億円かけたんだけどもなかなか実際問題としては管路の更新は進んでないというのが私は正しい認識ではないかというふうに、私は思っているんですけど、その点については監査委員の意見をもう1回お願いしたいと思います。

## ○神谷議長

井上監査委員。

## ○井上監査委員

確かに、このような管路経年化率におきましては、令和5年度のほうが増えているということで、なかなか、管路が老朽化しているというのが、それを把握するのが非常に難しいと聞いております。だから、そのところにつきましてはですね、先ほど申したように、新しいシステム、これは、管路が、パソコン上に、どこにつないであるかというのをどんどん今導入しておりますので、ここについては、まだ表には出てきておりませんけども、今後、配水管の把握とかですね、それっていうのは、どんどん進展していくんじゃないかなと思います。というのが新しいシステムとか新しい配管ですね、そういうのに変えておりますし、おっしゃったように把握が非常に難しいということで、そのとこが1番の問題じゃないかと思いますけども、そういうふうに経費を投入しまして進めていることは確実でございます。

ただ、なかなか表に出でないと。本木のほうも去年配管が終わったんですけど、まだまだ表に出でないですが、いっぱいありますので、そういうことでですね、今からどんどん、配管が、老朽化部分が出てきまして。そのところからですね、急激に新しくなるというのは進んでいくんじゃないかなと。それに対する投資と思っております。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

今、監査委員がおっしゃった新しいシステムというのは、私の情報では人工衛星から水道管をずっと確認して、漏水があればそこで分かるという、これは予想の、まだ宗像地区事務組合ではやっていませんけど、よそでは取り組んで結構の成果が出ているという情報は、私は得てますので、多分その方向でいくんだろうと思います。

すいません。2点目いいですか。

2点目はですね、同じくこの21ページの総評のところのさっき私が読んだところのその下です。

当面は水道料金の改定の予定はないとしているが、昨今的人件費や物価の高騰に鑑みて経常収支比率の推移に注視し、必要に応じて料金改定を含めた経営改善について検討されたいというふうに監査委員はおっしゃっております。

一方で、私が今年の2月の2月議会で一般質問をしたときに、私はこの水道料金の維持についてですね、質問させていただきました。今後の見通しとしては、水道料金は値上げの方向であるのかどうか、という内容の質問をさせていただいたところ、事務局長さんの答弁では、このような答弁がございました。管路更新については現行の水道料金を維持しながら事業費の平準化を考慮し、管路更新を進めていきたいとの答弁がありました。

つまり、監査委員は、昨今の物価が急に上がっている、人件費も上がっているということを考えられて、恐らく将来的には、経営が厳しくなるんじゃないかと思われて、いわゆる水道料金の値上げも検討すべきじゃなかろうかとおっしゃっているんだだと思いますけども、一方で執行部のほうは、そうじゃなくって何とかこの平準化を保ってですね、この今の水道料金を堅持したいと。そのようにこの2月議会でしたけども、答弁があったわけです。

そこで私とすれば執行部の見解と監査委員の見解等で、若干の不整合があるんではなかろうかというふうに危惧をしたものですから、少しこれでお聞きをしたいと思います。

## ○神谷議長

井上監査委員。

## ○井上監査委員

給水原価とかそういう話だと思うんですけど、水道ビジョン2027におきまして、平成39年ですから令和9年までは、とりあえず水道料金を見合わせるという記述が根本的な執行部のほうの理念にありますので、令和9年まではとりあえずは水道料金を上げないと自分は認識しております。ところで、おっしゃいました、この指標ですけども、一つは給水原価それからあと供給単価、これが高い、確かにこの資料から見ましても、給水原価ですから、水道の費用ですね、それが高いから給水原価が上がってます。それと供給単価、これについても、若干高いんじゃないかという話があります。しかしこれ、もう一つの料金回収率という概念がありまして、これはですね、この給水原価分がこの供給単価、これがですね100%上回ってますので、一応料金についてはですね、赤字が出ないように回収してるという状況でございます。

ただおっしゃいましたように給水原価と供給単価が、高いということはやはり物価、動力費とかそういう経費の高騰、エネルギー等の高騰によって、そういうふうなのが一つの要因とは思いますけども、ちょっと高いっていうのは間違いないと思います。

しかし、令和9年まではとりあえずこれでもう少し様子をみていくというのが基本的な考え方でございます。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

ありがとうございました。この水道事業経営戦略、これは令和5年度から14年度までのもので、これ令和5年の3月に更新されたものですが、先ほど監査委員さんも引用されましたけれども、令和9年度までは企業債は基本的に考慮せず、令和10年度以降は一定程度の資金を維持するために最低限必要な範囲で企業債を充てる計画ということもあります。やはりこの宗像地区の住民から見ますと、水道料金というのは福岡市また北九州市と比べましても約倍の値段で高いという、私も北九州市におったし、福岡市にもおりましたので、それもよく実感をしているんですが、今の監査委員の意見では、令和9年度までは、これはもう執行部と同じですが、令和9年度までは現状を維持すると。ただし、その以降については借金をするなりいろんな形で考慮していくことだろうというふうに思って、総論として私は思っているんですがその辺はいかがでしょうか。

## ○神谷議長

井上監査委員。

## ○井上監査委員

水道料金は確かに高いと言われていますけど、これは見ますと大体真ん中ぐらいの順番でございます。しかもですね、もっと安いところはですね、先ほどのいろんな供給単価とかですね、そういうのをクリアしてない市町がありましてですね、非常に無理をしているところが水道料金が低いというのも分かっております。こちらとしてはそう無理をせずに決めていくという感じになるかと思いますけども、おっしゃるように令和9年になりましたらやはりそこは見直して、どこを高くするのか、低くするのか、また補助金とかの金額がものすごく影響をして、中に減価償却というのがものすごく影響する世界でございます。結局、ただでもらった補助金を使って、高い施設を取得すると、そこでものすごくギャップが出て、いろんな経費に影響等を与えておりますので、目に見えない経費とか、そういうのもありますので。そこはもう1回見直して令和9年になれば、そこを上げるべきなら上げるべきとは私は考えております。

## ○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

8番の戸田です。今の件に関してなんんですけど、水道ビジョン2027では令和9年度までは水道料金は現行のままということなんですが、こういう提言の仕方しますとですね、やはり経営改善のためにどうするかっていうことなんんですけど、決して監査委員さんの意向としては料金改定はもう是非、令和10年度からというよりも、その他いろんなこうすべきことはやはりあると思うんですね。前に例えば北九州市との包括業務委託の経費の問題だといろいろありますんでね。決して個々に必要に応じてっていう言葉も入ってるんですが、令和10年度以降ですね、次を見通すときにやっぱりそれは選択肢の中に一つとしてあると思うんですけど、それが優先的な事項じゃなくて、やっぱりすべきことは経費を見直すだとかいろんなことはありますよというそういう意味合いの表現という捉え方でいいでしょうか。

## ○神谷議長

井上監査委員。

#### ○井上監査委員

そうですね。おっしゃいますように北九州市に対する包括ですけども、これにつきましては今のところ人件費が本当に削減されているとか、こちらでできることを委託して、どちらかというとこちらが相当儲けているんじゃないかと、全体的に。だから、ただ詳細にこの委託料9億とか10億とかいう金額ですから、そこも精査をして削れるところは削って、全体的に見たところで、これは大きく水道料金に影響いたしますので、そこについてはやはり全体的にそれは、令和9年になったらですね、単眼的に上げるんじゃなくて、おっしゃるように全体を見通して単価がどうかとか経費がここ削減できるんじゃないかと、そういうことはもちろんする必要があると。そういうふうに認識しております。

#### ○神谷議長

よろしいでしょうか。安部議員。

#### ○安部議員

監査委員の方からの報告を受けて、この総評についてですね、執行部はどのように捉えてるかっていうところを伺いたいと思うんですけど。21ページで監査委員の方からは経営の効率化を図るとともに経営基盤の強化に尽力されたいという言葉がありますが、来年度以降具体的にですね、この言葉を受けて執行部はどのような対応をお考えなのかっていうのがもしあれば伺います。

#### ○神谷議長

執行部に対しては決算認定のときに質問していただければありがたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。岡本議員。

#### ○岡本議員

水道料金とは異なるところで質問させていただきます。

宗像地区事務組合決算審査意見書の急患センターのことについてお尋ねいたします。7ページです。下の総評の下から6行目のところなんですか。この急患センターの診療収入は少ない状況であるというふうに示されています。地域住民に年中切れ目なく初期救急医療を提供する急患センターの重要性に鑑み、っていうふうに書かれているんですけれども。診療収入が少ない状況の中で、年中切れ目なく救急医療を提供する急患センターの重要性っていうふうに示されてるんですが。これがどういうことを意味するのかということをお聞きしたいということ。具体的に言えばですね、こういう救急医療を提供するそういう施設はほかにもあろうかと思ってます。そしてなおかつ、この診療収入っていうのがコロナ前の7割程度になっているっていうところで、そういう代替施設のそういう検討とかがなされたかどうかっていうことと、それからですね、あと構成市っていうふうに書かれています。恐らく利用者っていうのは、宗像市とそれから福津市の住民の方が多いのではなかろうかと思ってますが、この構成市が示す意味も教えていただきたいと思います。

#### ○神谷議長

井上監査委員。

#### ○井上監査委員

1つ目は、診療収入が少ない状況であるのに続けられるかと。そんな感じですかね。おっしゃるよ

うに診療収入は元年から比べまして、元年が1億8,000万あったところ1億5,000万と少なくなつて、さらに今年はコロナじゃないんですけどもほかの風邪とかが多くて、今年も伸び悩んでおります。ただここはですね、この点につきましては、ほとんどが負担金とか助成金ですかね。これは構成市、宗像市と福津市からのお金によって賄われておりますので、収入が減れば今度は、市の協議の結果ですね、負担金とかを今度は少しそっちのほうが大きくなつて均衡が取れていくんじゃないかなと。私は会計的に考えております。

代替施設の件ですけども、確かにこれは実現可能かっていうのは分かりませんけど、1回一般的な普通の病院ですね、本当に民間の、例えば和白病院とかそういう大きな病院に委託したらどうかとそういう話もあったんですけど、そこについては私がちょっと関与することはなかなかできませんので、委員会がありますから、そこで検討されていることと承知しております。

構成市につきましては、先ほどのように宗像市と福津市のこととござります。確かにそれ以外の市町村からお客様さんは入ってきておりますけども、財源としましては宗像市と福津市ということでございます。

## ○神谷議長

審査報告に対する意見の中で詳細についての質問が出ておりますので、それについては決算認定の中で意見を言っていただければありがたいと思うんですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開を11時35分といたします。

(休憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に入ります。

日程第13 第21号議案「令和5年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。楠次長兼総務課長。

## ○楠次長兼総務課長

次長兼総務課長の楠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではただいまから私のほうから第21号議案について説明をさせていただきたいと思います。

第21号議案「令和5年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」説明をさせていただきます。お手元の決算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

一般会計の歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

令和5年度の決算について、歳入合計は、予算現額26億407万9,000円に対し、調定額及び収入済額は同額で23億3,554万813円となっております。予算現額と収入済額との比較では、2億6,853万8,187円の減額となっています。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出合計は予算現額26億407万9,000円に対しまして、支出額は21億8,766

万3,885円となりまして、翌年度繰越額が3億4,831万4,000円、不用額は6,810万1,115円生じております。

ページが飛びますが38ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

3歳入歳出差引額は1億4,787万6,928円で、4 翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2) 繰越明許費繰越額は8,541万4,000円で、その内訳は消防車両維持管理事業費4万1,000円、救急車更新事業費3,456万円、消防本部庁舎等更新事業費につきまして5,081万3,000円です。実質収支額は、6,246万2,928円となっております。

続きまして歳入歳出決算事項別明細書により主な決算内容について説明をいたします。

ページ戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入のうち、1款 分担金及び負担金は、収入済額18億8,251万7,000円で前年度と比較いたしまして7,403万4,000円減となりました。構成市の負担金額は右端の備考欄に記載のとおりでございますが、宗像市の負担金額合計は10億2,229万5,200円で、前年度と比較して4,801万4,900円の減、福津市の負担金額合計は8億6,022万1,800円で、前年度と比較して2,601万9,100円の減、合計で7,403万4,000円の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

4款 財産収入、2項 財産売払収入につきましては126万2,400円。これは高規格救急自動車の売却によるものでございます。5款 繰入金、1項 基金繰入金308万円につきましては、し尿処理場撤去事業に充当するため清掃基金を処分したことによるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

7款 諸収入は、予算額2,607万9,000円に対し、収入済額は2,401万863円となっており、その内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

8款 組合債は、予算現額5億2,100万円に対し、総額2億5,330万円を借り入れしております。これは、消防指令管制情報システム中間更新事業、福津消防署更新事業、大島分遣所更新事業に係る費用などの消防債でございます。なお、残額のうち2億6,290万円につきましては、令和6年度に繰り越しして借り入れをする予定としております。

9款 寄附金につきましては、宗像地区の市民のお2人の方からそれぞれ高規格救急車1台ずつの購入費、合わせまして6,870万1,598円のご寄附をいただいております。

続きまして、歳出について説明をいたします。16ページ、17ページをお願いいたします。

支出の内容につきましては備考欄に記載しておりますので、主な事項について説明をいたします。

1款 議会費は、予算現額4,445万1,000円に対しまして、支出済額は4,165万6,386円でございます。

ページをめくっていただきまして、18ページ19ページをお願いいたします。

2目 文書広報費の備考欄、細目1 広報事業費において、12節 委託料でホームページリニューアル業務委託料として212万7,734円を支出しております。

21ページ、23ページをお願いします。

3款 衛生費は、予算現額1億5,978万4,000円に対し、支出済額は1億5,225万4,631円となっております。

続きまして、24ページ、25ページをお願いいたします。

下段のほうの2項 清掃費、1目 し尿処理場費、細目4 し尿処理場撤去事業について、1枚めくっていただきまして27ページのほうですね、備考欄の上段をお願いいたします。12節 委託料におきまして、令和5年度をもって操業を停止いたしました宗像浄化センターの取り壊しに係る調査委託料として308万円を支出しており、その財源として清掃基金を取り崩し、充当しております。

続きまして、4款 消防費は予算現額22億3,944万7,000円に対し、支出済額は18億4,021万

1,726円となっております。主な支出については27ページの備考欄をお願いいたします。

細目1 職員人件費は12億6,063万9,297円を支出しております。内訳は、新規採用職員2名を含む常勤職員142名、短時間再任用職員8名でございます。

細目3 職員人事管理費の決算額は1,740万5,343円でございます。ページをめくっていただきまして29ページの上段お願いします。12節 委託料において新規採用職員の初任教育に係る入校委託料など423万4,941円を支出しております。

続きまして、ページをめくっていただき31ページをお願いいたします。

備考欄の下段、細目10 消防資機材維持管理事業費でございます。17節 備品購入費で、防火衣、化学防護服、潜水用ウエットスーツやドライスーツなどの購入に865万3,575円を支出しております。

備考欄の1番下、細目11 消防車両維持管理事業費でございます。ページをめくっていただきまして33ページの上段になります。12節 委託料において、梯子車保守点検を行い4,676万9,800円を支出しております。

その下、細目12 通信機器整備事業費において、12節 委託料で2億9,894万1,524円を支出しております。主な支出内容は、消防通信指令業務の福岡都市圏共同運用委託料及び消防指令管制情報システム中間更新に係る委託料でございます。

ページをめくっていただきまして、35ページをお願いいたします。

中段のやや下、細目19 救急車更新事業費の17節 備品購入費におきまして、高規格救急自動車及び積載資器材の購入に3,414万1,810円支出しています。こちらは宗像地区の市民の方からの寄附金により購入させていただいております。

その下、細目20 消防本部庁舎等更新事業費では、12節 委託料において福津消防署建築工事の修正委託料として968万円、建設予定地の埋蔵文化財調査委託に475万4,646円、14節 工事請負費において福津消防署建設予定地の造成工事に4,736万1,600円、大島分遣所の改修工事に1,600万2,800円支出しております。

これで歳出の説明を終わりまして、引き続き、財産に関する調書について、昨年度と比較して増減のある項目を説明させていただきます。

財産に係る調書です。40ページをお願いいたします。

1 公有財産の土地及び建物につきましては、増減はございません。

続きまして、42ページのほうをお願いいたします。

2 物品でございます。赤間出張所に配置しております高規格救急自動車の更新を行っておりますが、総数の増減はなく36台でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

次に基金については、44ページ下段の合計金額の表をご覧ください。定期預金利息の積立による3,008円の増額と清掃基金処分による308万円の減少により、令和5年度末現在額につきましては3億4,390万6,061円でございます。

以上で、決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊でございます。「一般会計 急患センター事業特別会計 決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。

成果報告書の2ページをお願いいたします。

(2)歳入決算の表でございます。決算額は前年度比8,479万円の増、103.8%の23億3,554万1,000円となっております。

次に、(3)歳出決算の表でございます。決算額は前年度比3,764万円の増、101.8%の21億8,766万4,000円となっております。

区分別の前年度との比較では、歳入決算において令和4年度は車両2台を売却しましたが、令和5年度は1台のみの売却となっておるため、歳入の財産収入が減となっております。また通信機器整

備事業費や消防本部庁舎等更新事業費の増により消防費に対する組合債が増となっております。歳入の決算の組合債及び歳出決算の消防費が増となっております。また、歳出決算におきましては起債の償還終了に伴い公債費が減となっております。

次に4ページをお願いします。3 一般会計の主要な施策の成果をご覧ください。

(1)議会費の関係では定例会を2回、臨時会を3回、議員研修を1回開催しております。

(2)総務費関係は記載のとおりでございます。

次に、5ページをお願いします。

(3)衛生費のうち、①、ア、a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、前年度比4,220.1キロリットルの減、61.9%の6,861.9キロリットルとなっております。b 汚泥処分量につきましては、対前年度比3.3トンの増、101.3%の252.4トンとなっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

消防費関係では、主な事業といたしまして福津消防署建設に係る造成や建築工事の修正設計、大島分遣所の改修工事、梯子車のオーバーホール、高規格救急自動車の購入などを行っております。

以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。

特に6ページ、①警防・救急関係のイ救急活動の状況につきましては、出動件数が7,795件、前年度比246件の増となっております。

これをもちまして、令和5年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

なお、令和5年度の決算認定に併せまして一般会計等の公会計財務書類を作成しております。事前にお配りさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

## ○神谷議長

それではここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

(休憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第13 第21号議案「令和5年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」  
本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。安部議員。

## ○安部議員

先ほど監査のところで少し私が間違っていましたのでこちらのほうで監査報告のところで総評の中で、引き続き効率的かつ効果的な運営を目指しより一層努力されたいという監査委員の方からのご意見があったと思うんですけど。これに対して執行部としてどのように受け止められておられるのか、そしてそれをどのように今後生かしていくのかっていうところが総論で伺えればお願いします。

## ○神谷議長

安部議員に申し上げますけど、水道認定のところで最終的に聞いていただけたとありがたいということで。よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 21 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。よって、第 21 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に入ります。

日程第 14 第 22 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。楠次長兼総務課長。

## ○楠次長兼総務課長

それでは午前中に引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

第 22 号議案「宗像地区事務急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

別冊決算書の急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額 2 億 6,614 万 1,000 円に対しまして、調定額 2 億 8,858 万 5,649 円、収入済額は 2 億 8,856 万 3,619 円、不納欠損額 1 万 7,410 円、収入未済額は 4,620 円となっております。予算現額に対します収入済額との比較は、2,242 万 2,619 円の増となっております。

続きまして、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額 2 億 6,614 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 6,602 万 1,492 円となりまして、不用額が 11 万 9,508 円生じております。

歳入歳出差引残額は 2,254 万 2,127 円となり、これを全額翌年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、事項別明細書により主な決算内容につきまして説明をいたします。

まず、歳入についてです。8 ページ、9 ページをお願いいたします。

令和 5 年度急患センター事業特別会計の歳入の特徴といたしまして、診療収入は新型コロナウイルス感染症が 5 類に落ちたことから、前年度と比較して増加しております。しかしながらコロナ禍以前、令和元年度より前と比較いたしますといまだ受診者数は少ない状況でございます。

款ごとに説明をさせていただきます。

1 款 診療収入は、予算現額 1 億 3,087 万 4,000 円に対しまして、調定額は 1 億 5,317 万 6,013 円、収入済額は 1 億 5,315 万 3,983 円、不納欠損額 1 万 7,410 円、収入未済額は 4,620 円となっております。

2 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 経常費負担金は、予算現額、調定額及び収入済額いずれも同額で 9,599 万 8,000 円となっております。構成市それぞれの負担金は、備考欄に記載し

ておりますとおりで、宗像市が 5,821 万 200 円、福津市が 3,778 万 7,800 円となっております。

次に 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

5 款 諸収入、2 項 雜入は、オンライン資格確認等関係補助金で 5 万 4,000 円を受け入れています。これは受診者の資格確認等に係るシステム整備費に対する補助金でございます。

次の 7 款 県支出金は、福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金などとして合計 8 万 9,000 円を受け入れています。

次に、歳出についてでございます。12 ページ、13 ページをお願いいたします。

1 款 急患センター運営費は、予算現額 2 億 5,169 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2 億 5,162 万 432 円となっております。主な支出内容につきましては、12 節 委託料、2 億 4,350 万 7,361 円で宗像医師会に委託しています急患センター管理運営委託料となっております。17 節 備品購入費では、心臓疾患測定器、輸液ポンプなどを購入し、114 万 7,287 円を支出しております。

18 節 負担金、補助及び交付金では、急患センターが入居しております地域医療センターの屋上防水改修工事及び火災受信機更新工事の負担金として 407 万 4,054 円を支出しております。

2 款 公債費は、地方債の元利償還金といたしまして 1,440 万 1,060 円を支出しております。

以上で、決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「一般会計 急患センター事業特別会計 決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をさせていただきます。成果報告書の 9 ページをお願いいたします。

(2) 歳入決算の合計額は、対前年度比 35 万 3,000 円の増、100.1% の 2 億 8,856 万 4,000 円となっております。増額の主な要因は、診療収入の増によるものでございます。

(3) 歳出決算の合計額は、対前年度比 267 万 6,000 円の増、101% の 2 億 6,602 万 1,000 円となっております。増額の主な要因は、宗像医師会に委託しております急患センター管理運営委託料の増額によるものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。

5 急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、(2) 急患センター利用状況ですが、① 受診者数は 1 万 1,225 人で、令和 5 年度は前年と比較して 4,593 名の増となっており、回復傾向が見られますが、令和元年度以前ほどの数には戻っていないのが現状でございます。

12 ページの④ 市町村別患者数では、宗像市が 44.3% の 4,968 人、福津市が 25.8% の 2,896 人、組合構成市以外の患者数は 29.9% の 3,361 人となっております。

これをもちまして、令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。中村議員。

## ○中村議員

はい。決算書の 9 ページですか。1 番上の不納欠損額ですけども、この件に関しまして、確認したいのが年代ですね、受診された方の年代と窓口負担割合がどのぐらいだったのかっていうのをまず確認させてください。

## ○神谷議長

福永総務課主幹兼企画財政係長。

## ○福永総務課主幹兼企画財政係長

福永でございます。

1 万 7,410 円の債権放棄した内訳ということでよろしいでしょうか。

年度としては令和元年度になります全部で4件、3名の方になります。全員成人になります、3件につきましては保険証をお持ちの分です。もう1人の方につきましては、全部自己負担という形になっております。以上です。

○神谷議長

中村議員。

○中村議員

自己負担の場合は100%取れなかった。保険証をお持ちの方のレセ請求はされてその分は入ってきているんでしょうか。

○福永総務課主幹兼企画財政係長

はい、そのとおりでございます。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第22号議案について採決を行います。本案を原案のとおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。

よって、第22号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第15 第23号議案「令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

それでは、第23号議案「令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」説明をいたします。別冊の決算書に基づき、説明いたします。

水道事業会計の決算書2ページ、3ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は36億7,692万2,390円で、予算額に比べ3,783

万9,390円の収入増となっています。

次に支出です。決算額31億2,686万5,559円で、不用額は1億873万6,441円となっています。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。収入の決算額は9,828万5,605円で予算額に比べ2億235万9,306円の収入減となっています。これは、入れ替えに有利な条件が合わず有価証券の売却を行わなかつたことが主な理由でございます。次に支出は、決算額19億1,195万7,235円で、翌年度に4,501万5,000円を繰り越しまして、不用額は2億6,678万3,765円となっております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

損益計算書です。7ページの上から6行目、経常利益としては4億643万292円となっています。最終的に下から4行目、当年度純利益は4億602万5,653円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

上段は剰余金計算書です。表の中ほど、当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち減債積立金2億5,964万円、建設改良積立金1億円を取り崩して使用し、資本金に組み入れています。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益を加え7億1,004万473円となっています。

下段の剰余金処分計算書に記載のとおり、当年度純利益は1億円を建設改良積立金に、残り全額を減債積立金へ積み立てる予定としております。

10ページ、11ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部では固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では、固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また、資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しております。

令和5年度末の保有現金は、資産の部の2流動資産(1)現金預金の67億7,709万2,949円でございます。また、資産合計と負債資産合計はいずれも402億6,378万2,943円となっています。

続いて、15ページからの決算附属書類について説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

水道事業報告書です。16ページ、1.概況の(1)総括事項です。令和5年度の水道事業は国庫補助事業を有効に活用し、建設改良事業を実施しています。まず、一般改良事業としまして、多礼浄水場の電気設備更新工事や老朽化した配水管布設替工事等を実施し、15億6,427万円、管路延長6.6キロメートルを執行しています。また、拡張事業としまして域内の配水管布設工事を実施し、6,248万円、管路延長0.3キロメートルを執行し、さらなる、水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めています。

次の給水状況につきましては、後ほど20ページの業務量でご説明いたします。

財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで4億602万5,653円の純利益を生じています。資本的収支は18億1,367万1,630円の収入不足となっていますが、損益勘定留保資金等で補填しております。

(2)経営指標に関する事項です。経営の健全性を示す経常収支比率、料金回収率はともに令和4年度より数値は下がったものの100%を超えており、経営の健全化を維持されていると考えております。法定耐用年数を経過した管路の割合を示す管路経年化率は令和4年度と比べて数値が上がっていませんが企業団開業に向け各地に布設した送配水管が耐用年数を迎えているもので、引き続き計画的な更新を行ってまいります。

18ページ、19ページをお開きください。

18ページ下段以降19ページにかけては、2.工事として令和5年度に実施した主な建設工事及び改良工事の概況を記載しております。

20ページ、21ページをお開きください。

20ページ上段、3.業務 (1)業務量です。給水区域内人口は前年度に比べ、0.2%増の16万2,816人となり、このうち給水人口は0.2%増の14万4,438人で、給水普及率は前年と同じ88.7%となっております。年間の総配水量は前年度に比べて0.5%増の1,414万5,770立方メートル、有収水量は

0.2%増の1,279万2,844立方メートルで、有収率は0.3ポイント減の90.4%となっています。供給単価及び給水原価ですが、使用者からいただいている1立方メートル当たりの供給単価は消費税抜きで205円80銭となっており、水道水を1立方メートルつくるのに必要な経費の給水原価は消費税抜きで197円67銭となっております。

下段は、(2)事業収入に関する事項です。収入総額は33億8,796万4,295円で前年度と比較しますと0.4%、1,283万5,614円の減額となっています。給水収益は増えているものの受託工事収益や加入金が減ったことが減額の要因でございます。

21ページ、水道使用料の収納状況です。中段の現年度分の収入率は96.3%、下段の過年度分は91.9%となっています。

22ページ、23ページをお開きください。

22ページ上段は、(3)事業費に関する事項です。事業費総額は29億8,193万8,642円で、前年度と比較しますと0.6%、1,845万3,052円の増額となっています。増額の主な理由としましては、配水及び給水費において漏水修繕費は減少したものの水管橋台帳や危機管理マニュアル作成等により、北九州市への包括業務委託料が増えたことと水道施設の更新により減価償却費が増えたことによるものでございます。

23ページ、4.会計です。

(1)重要契約の要旨として、2,000万円以上の契約のものを掲載しています。

(2)企業債の概況です。令和5年度末の借入残高は26億5,227万4,241円となっています。

27ページからは財務諸表附属明細書です。

29ページから34ページに収益費用明細書を、また35ページから37ページに資本的収支明細書を、38ページ、39ページに固定資産明細書を、40ページから47ページに企業債明細書を掲載しています。

なお、第23・24号議案関係資料として北九州市への包括業務委託の前年度比較を作成していますのでご覧ください。

変化の大きな部分としまして、原水及び浄水費は国の電気・ガス価格激変緩和対策により電気代が抑制され動力費が減少したものです。また、配水及び給水費は水管橋台帳及び更新計画作成、危機管理マニュアル作成、自由ヶ丘配水池耐震診断の各業務委託により委託料が増額となっています。施設の維持管理については、北九州市に第三者委託していますのでこれらの計画作成等についても包括委託の中で行ったものです。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

## ○石松議員

ここでは2つほどお伺いをしたいと思います。

決算書の資料の中の36ページ、37ページのところですが、資本的支出の1款、1項 一般改良費のところで、6目 配水施設費で工事請負費が6億8,900万強ございます。その内訳の1つとしては配水管の布設替の工事があろうかと思います。ここでこの工事が何件あったのか、また金額でいつたらいくらの金額で使われたのか。それプラス、距離ですね、何キロの分を工事されたのか。なおこれ1,000万円以上の改良工事は19ページには19件あります。これが1つ。

同じようなことで、この37ページの、2項 拡張事業費、1目 施設整備費のところで同じように工事請負費が4億6,048万4,000強ございます。ここでは、配水管の布設工事ですか、これを建設しておるようです。これについても何か所、件数として何か所工事あったのか、また、延べの金

額はいくらなのか。そしてまたその延長が何キロでしょうか。以上2点をお伺いしたいと思います。

#### ○神谷議長

大峰経営施設課施設係長。

#### ○大峰経営施設課施設係長

経営施設課の大峰です。

まず1つ目のご質問でございますが、配水施設費の中の実際の布設替工事の件数と金額と工事延長ということでございましたけれども、まず令和5年度の配水管布設替工事の件数は、全部で28件実施をしております。工事金額についてですけれども、税込みでの金額になりますが、7億4,976万7,626円。工事延長は、約6.6キロとなっております。

続きまして、37ページの拡張事業費のほうですね。令和5年度に実施をしました配水管布設工事の件数ですけれども、7件実施をしております。工事金額は税込みの金額になりますが、2,853万8,205円。工事延長は約0.3キロという結果となっております。

説明につきましては以上でございます。

#### ○神谷議長

よろしいですか。他にございませんか。安部議員。

#### ○安部議員

すいません、一般会計のところでも伺いたかったんですが、この水道事業に絞ってですね、決算認定のときにしか伺えない質問なので、決算意見書で監査委員の方からですね、いろいろご指摘とか、尽力されたいという言葉掛けがあったかと思います。

これに関して、執行部としてはどのような受け止めをされているのかまず伺います。

#### ○神谷議長

安部経営施設課経営係長。

#### ○安部経営施設課経営係長

経営係安部でございます。

先ほど監査委員より直近の人件費や物価の上昇等が激しいことから経済動向に注意して健全経営をとのご意見がありました。このご意見を踏まえ、今後は経済の動向を見ながら運営に当たりたいと考えております。

なお、現在の経営戦略におきましては人件費や物価の上昇を見込んで試算をしておりますので令和9年度までは現在の料金の体系で経営のほうですね、維持できるものと考えております。以上です。

#### ○神谷議長

安部議員。

#### ○安部議員

料金については分かりました。

1番最後の部分で、経営の効率化を図るとともに経営基盤の強化という言葉が出ています。これについて尽力されたいということで、これほぼ毎年こう言われていることだと思うんですけど、これ

に対して何か具体的な対策を講じられる予定があるのか、それともここに書かれているまま、それを読むだけになるのか。そこら辺のお考えを、ご認識を伺いたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営基盤の強化についてはですね、今漏水が多くなってきております。

これは、5年間、有収率を見てみると横並びか今年は若干下がっております。この漏水を止めるために事業を実施したいと考えております。漏水をなくすことで経営的には安定的に経営ができるのかなと考えているところでございます。以上です。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。戸田議員。

○戸田議員

2つお伺いしたいと思います。1つは午前中の監査委員さんの監査報告でもすびのところで、20ページに書いてありますけど、包括的業務委託が適切かつ効率的に行われるよう委託内容の精査を欠かさず、ということで書かれています。今もそういったことでされていると思うのですが、今後、監査委員の指摘を受けて、精査を欠かさずというのは具体的に業務のレベルでどのようにおとすようなるふうに考えているのかということ。

2つ目は、先ほどの報告で包括委託費の比較表が出されていました。令和4年と令和5年の比較がされていました、第23・24号議案関係資料で原水及び浄水費の包括委託料が令和4年より1,600万くらい少なくなりましたと報告がありましたと。その原因が国のサポート対策の影響があったというふうにおっしゃいました。国のサポート対策が継続されるのか把握していないのですが。国のサポートがなくなれば、その影響でまた変動が生じるととらえられているのではないかと。この2点をお伺いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

包括委託の委託料に関しての適切な協議ですね、それにつきましては、やはり北九州市の技術的な面から見て必要な事業についてお金をつけていくという形で、毎年協議をさせていただいております。

やはり老朽化が進みますと思わぬ事故等を起こす可能性がありますので、そこは北九州市の技術的な意見を聞きながら、適切な包括委託料を設定していきたいと思います。ただ人件費のベースアップ、薬品費等の上昇に関してはみていく必要があると思います。それを踏まえた上で、毎年協議を重ねて、適切な包括委託をやっていきたいと考えております。

2番目の電気料金の国の補助制度です。来年度につきましては今のところ国の助成というか減額はないか聞いておりますので来年度の予算に関しては今の九州電力の現行料金に合わせた形で予算編成をしていきたいと考えております。以上でございます。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。井手口議員。

## ○井手口議員

20 ページの業務量についてお伺いいたします。

給水戸数が 522 戸増加しているとございますが、福津市と宗像市のこの内訳をお願いいたします。

## ○神谷議長

安部係長。

## ○安部経営施設課経営係長

宗像市のほうが 95 件、それから福津市のほうが 427 件で、合わせて 522 戸というふうに確認をしております。以上です。

## ○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。石松議員。

## ○石松議員

決算書のページが 16 ページのですね、事業報告書の 1 番上のところに、この国庫補助（水道管路緊急改善事業）を有効に活用したってあります。

この補助事業ですけれども、これ少し私が調べたところによりますと、補助率が 3 分の 1 でかつ令和 5 年度までの時限事業だとそのように書いていたのですが、これが本当なのか、もう 5 年で終わったら 6 年度以降はもうこれが使えないのかどうかその点を確認したいと思います。

## ○神谷議長

大峰係長。

## ○大峰経営視察課施設係長

経営施設課の大峰です。この水道管路緊急改善事業につきましては、令和 2 年度から 7 年度までの 6 年間の計画を予定しております、今のところ 7 年度まではこの補助メニューを活用して工事をしていく予定としております。以上です。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

そうですか。それは当初から令和 7 年度までの時限という形だったんですか。私がグーグルで調べたところによると、3 分の 1 の補助率でかつ令和 5 年度までの時限事業だとあったので。それはフェイクニュースだったということでしょうね。

わかりました。違う案件の質問をいたします。

これはですね、水道ビジョン 2027 のところの管路更新工事の項目があるんですけども、これを見ますと、毎年約 9.2 キロほどの管路更新をやっていきますよという 1 つの目標を設定しておるわけです。ところが、先ほど聞きましたけども令和 5 年度の実績がどうだったか、再度お伺いいたします。

## ○神谷議長

大峰係長。

○大峰経営施設課施設係長

先ほども説明させていただきましたけれども、令和5年度の管路布設替工事の管路延長は約6.6キロでございます。以上です。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

目標が9.2キロに対して6.6ということで若干3キロほど足らないわけですけれども、これは今後もこんな形でいくのかそれともこの水道ビジョンに示しているようなですね、目標値9.2キロ、何とかやっていきたいということなのか。もしそうであれば今までの体制でいけるのか、それとも何かやり方を変えてですね、もう少しあと3キロほど延長ができるような形の対策を考えていらっしゃるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長

○豊福経営施設課長

令和5年度の実績としましては6.6キロでございました。これは水道ビジョンで9.2キロとうたっておりますので、令和9年度までの目標として平均して9.2キロ実施したいと考えております。あとは工事の発注方法とかそういった形で、できるだけ平準化しながら事業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

今、課長がおっしゃったのは令和9年度までの平均として9.2という数字が出たわけすけども。お伺いしますけども令和5年度が6.6でした。前の令和4年度、令和3年度はいかがだったか教えてください。

○神谷議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

令和3年度でございます。令和3年度につきましては約5.9キロでございます。それから令和4年度でございます。令和4年度につきましては約7.3キロでございます。以上です。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

今お話を聞いたところによると令和3年度の実績が5.9、令和4年度が7.3、そして令和5年度の

実績は 6.6 という話でした。しかしながら水道ビジョンの目標値は 9.2 です。これを令和 9 年度までには平均してやるという話が、先ほど課長からあったと思うんですが、そうすると令和 7、令和 8、令和 9 で、相当これ 10 キロ以上もやらないと恐らく平均で 9.2 にはいかないと思うんですけども、その辺の手立てがあつての、そういう答弁だったんでしょうかお伺いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長

○豊福経営施設課長

水道ビジョンに関してはですね、令和 5 年度に改訂を行いました。その中で 9.2 キロっていうのを明示しております。これは、5 年度から 5 年間、9 年度まで平均して 9.2 キロと考えております。

今回、令和 5 年度は 6.6 キロでその目標に達しておりませんので、そこは次の年度の予算編成のときに、平均して 9.2 キロ、9 年度までに、5 年間の平均ですね、5 年間の平均で 9.2 キロいけるような形で予算編成をしていきたいと考えております。以上です。

○神谷議長

はい。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 23 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。よって、第 23 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に入ります。

日程第 16 第 24 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

それでは第 24 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計歳入歳出決算書の認定について」説明いたします。

別冊の決算書に基づき説明いたします。本木簡易水道事業会計決算書、2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は2,124万7,189円で、予算額に比べ388万6,811円の収入減となっています。次に支出です。決算額1,880万6,882円で、不用額は378万118円となっています。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。収入の決算額は3,537万5,500円で、予算額に比べ205万500円の収入減となっています。次に支出は、決算額3,742万7,117円で、不用額は231万3,883円となっています。

次に6ページ、7ページをお開きください。

損益計算書です。6ページ下から4行目、経常利益は6万6,848円となっています。最終的に7ページの下から4行目、当年度純利益は659円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

上段は剰余金計算書です。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益の659円となっています。下段の剰余金処分計算書に記載のとおり当年度純利益は、全額を減債積立金へ積み立てる予定としております。

10ページ、11ページの貸借対照表をお開きください。

年度末の保有現金は、資産の部の2 流動資産、(1)現金預金の611万4,656円でございます。また、資産合計と負債資本合計はいずれも2億5,007万7,955円となっています。

続いて、13ページからの決算附属書類について説明いたします。14ページ、本木簡易水道事業報告書をお開きください。

1.概況の(1)総括事項です。令和5年度の本木簡易水道事業は、企業債を活用し、福津市の下水道布設工事と共に配水管布設替工事を実施しております。福津市へ工事を委託して3,374万円、管路延長0.8キロメートルを執行し、令和2年度から継続していた本工事は終了となっております。

次の給水状況につきましては、後ほど17ページの業務量でご説明いたします。

財政状況です。収益的収支は事業収益と事業費用の差引きで659円の純利益を生じています。資本的収支は205万1,617円の収入不足となっていますが、過年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額で補てんしています。

(2)経営指標に関する事項です。水道事業と同じ指標を掲載しております。料金回収率は15.2%と100%を大きく下回っており、事業に必要な費用を料金収入で賄えていない状況を示しています。管路経年化率は高いものの福津市の下水道布設に合わせて配水管の布設替えを行ったことから昨年度よりも減少し、30%となっております。

17ページをお開きください。

3.業務 (1)業務量です。給水区域内人口は前年度に比べ4.2%減の362人、給水人口は4.6%減の329人で給水普及率は90.9%となっています。年間の総配水量は前年度に比べ9.7%減の5万3,693立方メートル、有収水量は1%減の3万6,351立方メートルで有収率は6ポイント改善して67.7%となっています。供給単価は税抜で36円38銭、給水原価は税抜で239円36銭となっています。下段は、(2)事業収入に関する事項です。収入総額は、1,864万5,523円となっています。地方公営企業法の適用初年度であった前年度に特有の特別利益が皆減したことにより、福津市からの他会計補助金が大幅に増えています。

18ページをお開きください。

簡易水道使用料の収納状況です。中段、現年度分の収入率は98.3%、下段、過年度分は100%となっています。

19ページ、(3)事業費に関する事項です。事業費総額は1,864万4,864円となっています。

20ページをお開きください。

4.会計 (2)企業債及び一時借入金の概況です。企業債について令和5年度は2,780万円を借り入

れ、年度末の借入残高は1億5,030万3,743円となっています。

23ページからは、財務諸表附属明細書です。24ページ、25ページに収益費用明細書、また26ページ、27ページに資本的収支明細書、28ページ、29ページに固定資産明細書、30ページ、31ページに企業債明細書を掲載しております。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第24号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。よって、第24号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開を午後2時10分からとします。

(休憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第17 第25号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第3号について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

はい。第25号議案を説明いたします。議案書の25ページをお開きください。

第25号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）について」

令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。令和6年10月8日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして3点申し上げます。1点目は、令和5年度決算による前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。2点目は、新たに必要となった各種事業費の増額補正で

ございます。3点目は、福津消防署更新事業費に係る起債限度額について、建設予定地及び建築建物の決定に伴い対象事業費が確定したことにより、起債対象事業費が増えたため増額補正するものでございます。

では、補正予算の説明に入ります。次ページ、一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,085万円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をいたします。

まず、歳入の説明をいたします。10ページ11ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 分担金及び負担金、1目 議会費負担金は、補正前の額414万8,000円から29万5,000円を減額し、385万3,000円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が14万7,000円の減額、福津市負担金が14万8,000円の減額です。2目 総務費負担金は、補正前の額5,321万2,000円から241万8,000円を減額し、5,079万4,000円とするものでございます。内訳としまして、宗像市負担金が137万5,000円の減額、福津市負担金が104万3,000円の減額です。3目 衛生費負担金は、補正前の額1億5,188万9,000円から946万2,000円を減額し、1億4,242万7,000円とするものでございます。内訳としまして、2節 清掃施設撤去費負担金で、宗像市負担金が11万4,000円の減額、福津市負担金が891万円の減額です。この宗像市と福津市の減額金額の差は、宗像市曲地区にある浄化センターの運営費をし尿処理場管理運営事業費としてご負担いただきましたが、令和5年度まで操業を停止したことに伴い、その残額850万円を福津市に清掃施設撤去負担金で相殺する形で返金するために発生しているものでございます。3節 保健衛生負担金では、宗像市負担金が24万9,000円の減額、福津市負担金が18万9,000円の減額でございます。4目 消防費負担金は、補正前の額17億3,473万4,000円から4,829万7,000円を減額し、16億8,643万7,000円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が2,629万9,000円の減額、福津市負担金が2,199万8,000円の減額でございます。1款の各目は、令和5年度決算の確定による前年度繰越金の増額に伴うものため全て減額補正となっております。

次に5款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金のうち清掃基金はし尿処理場の解体で全額を処分することとしております。令和5年度決算で、基金繰入金額が確定したことに伴い、補正前の額3,189万5,000円に対し、31万円を増額し3,220万5,000円とするものでございます。

6款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は、令和5年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額240万円に6,600万2,000円を増額し、6,246万2,000円とするものでございます。

8款 組合債、1項 組合債、1目 消防債は、補正前の額3億3,190万円に430万円を増額し、3億3,620万円とするものでございます。内訳はページを戻っていただきまして、4ページをお開きください。起債の目的欄、消防本部庁舎等更新事業（福津消防署）（一般単独事業）の限度額2億130万円を430万円増額し、2億560万円とするものでございます。これは、福津消防署の建設予定地及び建築建物の工事費等が確定し、その結果、起債対象事業費が増えましたので、起債借入限度額を増額するものでございます。なお、工事費用等は予算内に収まる予定のため、本件に関する歳出の増額補正是ございません。

次に、歳出の説明に移ります。12ページ、13ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は補正前の額4,921万円に59万4,000円を増額し、4,980万4,000円とするものでございます。これは、児童手当法の改正に伴う人事給与システムの改修委託料でございます。なお、改正に伴う児童手当の増額分については、11月に予定しております人事院勧告に伴う人件費の増額補正と一括して計上する予定としております。

4款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費は、補正前の額20億275万2,000円に360万6,000円を増額し、20億635万8,000円とするものでございます。内訳としまして、細目3 職員人事管理費、10節 需用費において、令和6年4月1日付採用者の減に伴い、活動服等の購入費用が不要となったことに伴う減額で36万4,000円の減額、令和7年4月1日付け採用予定者を増やす予定のため、採用前に事前の準備をしておく必要がある制服等の購入費用の増で52万1,000円の増額。差し引きまして15万7,000円を増額するものでございます。細目5 庁舎維持管理費、10節 需用費では、今年度に入り想定以上に庁舎の修繕が発生しており、年度末までに修繕費が不足することが見込まれるため、48万6,000円を増額するものでございます。細目19 救急車更新事業費、12節 委託料では、先ほどご承認いただいた第19号議案の専決処分した補正予算（第2号）でご説明いたしました、寄附金による高規格救急自動車購入に係るものでございます。寄附金で、高規格救急自動車及び高規格救急自動車積載資器材を購入させていただきますが、旧車両から寄附車両への無線機の載せ替え費用については、本組合側で負担する必要があることから、委託料として142万3,000円を増額するものでございます。細目20 消防本部庁舎等更新事業費、12節 委託料では、宗像地区消防本部及び宗像消防署の移転候補地の適地を鑑定する業務委託を行うため154万円を増額するものでございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

補正予算のページが13ページの1番最後のところですね。消防本部庁舎等の更新事業費で先ほど事務局長さんのほうからこの鑑定業務委託料は宗像地区消防本部並びに宗像消防署のいわゆる調査費ということでした。これはですね、私は今年の2月議会で、当時の原崎組合長、また当時の伊豆副組合長に対して、大変きつく、私は、ここは質問して、やっぱり調査費をつけないでいろいろ検討するということは、それは物理的に不可能ですよということで、ぜひ調査費をまずつけてそれからあとのこととは、また次のステップに行くということで、お願いしたかと思います。そういう意味では本当に、失礼な物言いをしたか分かりませんが、まずお詫びをしたいし、また今回こういう形で計上していただいたことについて、私は喜んでおります。

そこでお聞きしたいのは、今後これが補正予算で、このタイミングでついたということは、この令和6年度中にいわゆるこの実際に鑑定をするということで調査をするんだろうと思います。そうしましたらそのあととのステップ、私はまずは第一歩が踏み出せたんだろうと思いますけれども、そのあととのスケジュールですね。その辺について少しお伺いしたいと思います。

#### ○神谷議長

東総務課参事兼総務係長。

#### ○東総務課参事兼総務係長

総務課参事東でございます。よろしくお願いします。

今回調査結果を受けまして、調査検討幹事会や検討委員会での協議を行い、方向性が固まり次第、議会と地元コミュニティへの説明を行っていくこととなります。用地取得がスムーズに進めば、最短で5か年で完成となるスケジュールでございます。詳細な計画や最終的な方向性につきましては、庁舎検討幹事会や検討委員会で方針を決めていきます。以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

今の参事の話では地元コミュニティとの意見調整という話があったかと思いますが、その地元コミュニティとはどういうことか。分かれば教えてください。

○神谷議長

東参事。

○東総務課参事兼総務係長

まず候補地に優先順位がつきますので決まっています。それをもちまして、まずは地元の皆さんに対してですね、この場所に消防署を持ってきていいかという部分を理解していただきたいと考えております。その後、地権者に相談させていくような形になろうかと思います。以上でございます。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 25 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 第 26 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）」について を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 26 号議案をご説明いたします。議案書の 26 ページをお開きください。

第 26 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出

する。令和6年10月8日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本補正予算は、令和5年度決算により前年度繰越金が当初予算額を上回ったため、当該額を繰越しでは増額し、構成市の経常費負担金から減額し、調整するものでございます。

次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書（第1号）1ページをお願いします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正は、歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありませんので、このような記載としております。

補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 経常費負担金は、補正前の額1億660万5,000円から、2,154万2,000円を減額し、8,506万3,000円としております。内訳としましては、宗像市負担金を1,269万2,000円、福津市負担金を885万円減額しております。

次に、4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は、補正前の額100万円に2,154万2,000円を増額し、2,254万2,000円としております。補正額の内訳は、主に前年度繰越金によるものでございます。前年度繰越金が増額となったのは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた受診者数が予算編成時と比較して増加し、それに伴って診療収入が増額となったことが主な要因でございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第26号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

## ○神谷議長

全員賛成であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に入ります。

日程第19 第27号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第 27 号議案を説明いたします。議案書の 27 ページをお開きください。

第 27 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 6

年 10 月 8 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきまして収益的収入の 1 款 水道事業収益、2 項 営業外収益を 468 万 6,000 円増額し、水道事業収益合計で 36 億 7,987 万 8,000 円とするものでございます。

また、収益的支出の 1 款 水道事業費用、1 項 営業費用を 2,083 万 8,000 円増額し、水道事業費用合計で、33 億 1,375 万 6,000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては、資本的支出の 1 款、4 項 返還金を 454 万 5,000 円減額し、資本的支出合計で 23 億 3,793 万円とするものでございます。

次に、3 ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。1 番上の当期純利益は 1 億 9,927 万 2,549 円、1 番下の資金期末残高は 46 億 9,801 万 7,570 円の予定でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

事項別明細書でございます。上段、収益的収入の 1 款、2 項、8 目 長期前受金戻入は、前年度決算の確定により 440 万 6,000 円増額して、4 億 3,550 万 2,000 円とするものでございます。下段、収益的支出の 1 款、1 項、4 目 総係費は 10 月の郵便料金改定のため 311 万 1,000 円増額して、4 億 8,832 万円とするもの、また、6 目 減価償却費は、前年度決算の確定により 1,772 万 7,000 円増額して、12 億 6,669 万 9,000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

資本的支出の 1 款、4 項 返還金、1 目 国庫補助金返還金は 454 万 5,000 円を減額するもので、前年度決算により消費税相当分の国庫補助金を返還する必要がなくなったことによるものでございます。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 27 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

### ○神谷議長

全員賛成であります。

よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

次に入ります。

日程第 20 第 28 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

### ○高山事務局長

第 28 号議案を説明いたします。議案書の 28 ページをお開きください。

第 28 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。令和 6 年 10 月 8 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本木簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきまして、収益的収入の 1 款 簡易水道事業収益、2 項 営業外収益を 8 万 1,000 円減額して、簡易水道事業収益合計で 2,101 万 2,000 円とするものでございます。また、収益的支出の 1 款 簡易水道事業費用、1 項 営業費用を 12 万 3,000 円減額。2 項 営業外費用を 4 万 4,000 円増額して、簡易水道事業費用合計で 2,118 万円とするものでございます。

第 3 条につきましては、資本的収入の 1 款、3 項 補助金を 2 万 6,000 円増額して、資本的収入合計で 568 万 2,000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、福津市からの補助金額を 1,398 万 5,000 円に補正するものでございます。

次に 3 ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1 番上の当期純利益は 593 円、1 番下の資金期末残高は 866 万 4,087 円の予定でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

事項別明細書でございます。上段、収益的収入の 1 款、2 項 営業外収益、2 目 他会計補助金は補正による収入支出構成の変動に伴い、福津市からの補助金を 172 万 7,000 円増額して、1,162 万 1,000 円とするものでございます。8 目 長期前受金戻入は前年度決算の確定により 180 万 8,000 円減額して、799 万 4,000 円とするものでございます。下段、収益的支出の 1 款、1 項、6 目 減価償却費は、前年度決算の確定により 12 万 3,000 円減額して 1,025 万 1,000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

資本的収入の 1 款、3 項、2 目 他会計補助金は、2 万 6,000 円を増額して 236 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 28 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。

よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。本会議中の誤読等による字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。

これをもちまして、令和 6 年第 2 回定例会を閉会いたします。